

# 問 都市計画を 見直す時期では

## 答 社会情勢の変化を注視して対応



新政とうかい  
ますい ふみお 議員  
舂井 文夫

**問** 村の都市計画街路は原子力関係企業の進出に伴う人口増や交通量増等により、昭和37年に決定された経緯は。

**答** 村の都市計画は、昭和31年に都市計画区域が指定された後、昭和37年に都市計画街路の指定、昭和46年に市街化区域と市街化調整区域の線引き導入、昭和48年には用途地域を指定し、ほぼ現在の形の都市計画が定まった。

過去の資料を確認すると、都市の骨格である街路は、昭和30年代に計画されたものが、

東海村第一次総合計画においても、現在とほぼ同様の形で計画されていることから、当初の予定どおり整備されていると考える。

**問** あれから57年、原点に戻り見直すべきでは。

**答** 時代とともに村民ニーズが変化し、また、国道拡幅等の進捗により車両動線の変化も将来的に考えられる。そのため、現在進めている区画整理事業の進捗状況を見ながら、社会情勢の変化を注視し、適宜対応する。



平成32年度開通予定の都市計画道路 勝木田下の内線 (東海中央区画整理地内 神楽沢橋周辺)

# 問 交流館工事費予算 計上は条例違反

## 答 村議会に説明し、予算議決を得た



みすずの会  
せいみや としこ 議員  
清宮 寿子

**問** 事業を中断しないで続行しながら住民に説明していく根拠は何か。

**答** 構想段階から村議会に説明し、予算議決を得るなど議論してきたと認識している。

**問** 建設取り下げを求め、2,175名の署名に対し未だに説明がされていない。自治基本条例第18条で「村は村民の質問に対し速やかに、誠実に答える」に反していないか。

**答** これまで実施設計完了時に説明する旨を伝えており適切な時期と認識している。広報誌は全戸配布で

有効な手段、村公式HPにも掲載し広く住民に理解いただく。

**問** 条例第6条は「村政の政策着想段階から住民の参画」を認めている。議会への説明と議論を事業続行の根拠とするが、第6条から逸脱していないか、総事業費も未確定なまま造成工事を進めるなど事業を急ぐ理由は何か。

**答** 平成25年度の着想段階から議会に説明し、住民へのパブコメも実施し住民説明会等説明責任を果たしてきた。開館時期を平成33年に遅らせ、住民への理解促進活動を行ってきた。



住民への説明が不十分なまま進められた交流館の造成工事